

うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託
公募型プロポーザル審査要領

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者（以下「参加者」という。）を対象に行う。

- （１）別途定める「うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす事業者
- （２）実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者
- （３）実施要領により、適正に書類を作成した事業者

2. 審査委員会

うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加者から提出された提案書等に基づき、下記のとおり審査を行う。

（１）審査（書類審査及びプレゼンテーション）

参加者より提出された提案書等についての書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリングを実施し、審査委員会を開催し審査を行う。

① 日 時：令和８年１月１６日（金）９：３０～

② 場 所：うきは市役所 吉井庁舎 ３階 ３０２ 会議室

③ ヒアリング等

- ・プレゼンテーションの時間は１者２０分以内（質疑時間含まず）とし、提出した提案書等に沿って説明する。
- ・参加者は３名以内とし、委託業務を直接担当する者（プロジェクトマネジャー）が説明を行う。
- ・個別の開始予定時刻は別途通知する。
- ・審査委員会は非公開とする。

3. 審査の方法

（１）審査委員会では、提出された提案書等の書類審査及び審査委員会におけるヒアリングに対する審査を行う。

（２）各審査委員は、別紙「うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。

（３）審査参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果（評価点）を集計し、総得点により交渉権の順位を決定する。ただし、最低基準点（総得点が満点の６０％）を超える者だけを交渉の対象とし、本プロポーザルの企画提案者が１者のみであっても、最低基準点を超えていなければ選定しない。

（４）最高点数の者が２者以上ある場合は、各審査委員の多数決投票により選定する。